

令和2年度都区財政調整協議結果等について

令和2年度都区財政調整のポイント

1 都区間の配分割合の変更

令和2年度から、調整税等の特別区の配分割合が、0.1%増となり、55.1%となります。

2 財政調整交付金の原資の追加

都が賦課徴収している調整税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）に加え、法人事業税の一定割合（約3.59%）が、新たに交付金の原資となります。

1 令和2年度都区財政調整

(1) 都区間の配分割合の変更

調整税等の配分割合に関しては、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、今回、特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、55.1%となりました。

今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議することとなりました。

(2) 算定概要

		対前年度増減率
① 調整税等（当年度分）	1兆8,406億円	(△5.9%)
② 交付金の総額（ア＋イ）	1兆128億円	(△6.4%)
ア 当年度分（調整税等の55.1%）	1兆142億円	
イ 精算分	△14億円	
③ 基準財政収入額A	1兆2,292億円	(5.5%)
④ 基準財政需要額B	2兆1,913億円	(△0.1%)
ア 経常的経費	1兆8,909億円	
イ 投資的経費	3,005億円	
⑤ 交付金	1兆128億円	(△6.4%)
ア 普通交付金（B－A）	9,621億円	
イ 特別交付金	506億円	

(3) 特徴

《交付金の総額》

交付金の総額は、平成28年度税制改正の影響による市町村民税法人分の大幅な減少で、1兆128億円となり、前年度と比べ、692億円、6.4%の減となりました。

○ 普通交付金は、交付金総額の95%相当で9,621億円、前年度と比べ657億円の減となり、特別交付金は、交付金総額の5%相当で506億円、前年度と比べ35億円の減となりました。

《基準財政収入額》

基準財政収入額は、1兆2,292億円となり、前年度と比べ、639億円、5.5%の増となりました。

- 特別区民税は、人口増や雇用環境の改善に伴う納税義務者数の増を反映し、前年度と比べ140億円の増となりました。
- 地方消費税交付金、地方消費税交付金特例加算額は、税率引上げの影響により、前年度と比べ、合わせて537億円の増となりました。
- 令和元年度当初算定において基準財政収入額に算入した森林環境譲与税を、8億円算定し、車体課税の見直しに伴い、自動車取得税交付金の算定を廃止しました。

《基準財政需要額》

基準財政需要額は、2兆1,913億円となり、前年度と比べ、19億円、0.1%の減となりました。

- 経常的経費は、児童相談所関連経費を新規に算定するなど、前年度と比べ509億円の増となりました。投資的経費は、公共施設改築工事費（令和元年度分）の臨時的算定が終了し、前年度と比べ527億円の減となりました。

2 協議課題の調整内容

(1) 都区間の財源配分に関する事項

特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、55.1%となりました。今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議することとなりました。

(2) 特別区相互間の財政調整に関する事項

項 目		都	区	合計
1	最終的な提案数	7	48	55
	(1) 当初提案	7	47	54
	(2) 追加提案		(※1) 1	1
2	調整項目数	5	32	37
	(1) 新規算定	1	14	15
	(2) 算定充実		7	7
	(3) 事業費の見直し	4	1	5
	(4) 算定方法の改善等		9	9
	(5) 財源を踏まえた対応		1	1
3	当初算定に至らなかった項目数	2	16	18
	(1) 協議が整わなかった項目	2	15	17
	(2) R元再調整で算定される項目		(※2) 1	1

※1 公共施設改築工事費の臨時的算定（財源を踏まえた対応）

※2 風しん追加的対策事業費

①新規算定（15項目、116億円）

- ・【経常・投資・態容補正】児童相談所関連経費、避難行動要支援者名簿作成等経費、【態容補正】森林整備等に要する経費、土木総務費（地理情報システム運用経費）、【小・中学校費】学校運営費（屋内運動場空調設備整備費）など

②算定充実（7項目、12億円）

- ・安全安心まちづくり推進事業費（自動通話録音機貸与事業）、新地方公会計制度運用経費、予防接種費（日本脳炎Ⅱ期）、都市計画事務費（地区計画策定調査委託）など

③事業費の見直し（5項目、△113億円）

- ・ひとり親家庭休養ホーム事業費、【態容補正】福祉サービス安定化事業費、【投資・小・中学校費】義務教育施設改築経費 など

④算定方法の改善等（9項目、442億円）

- ・【投資】地域交流施設（地域センター）、【経常・投資・態容補正・小・中学校費】義務教育施設関連経費の見直し、幼児教育・保育の無償化への対応、投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事、土木工事）など

⑤財源を踏まえた対応（1項目、874億円）

- ・公共施設改築工事費の臨時的算定等

⑥協議が整わなかった項目（17項目）

- ・子ども医療費助成事業費、心身障害者（児）歯科診療事業費、観光振興費、【経常・種別補正】橋りょう維持補修費、【中学校費】学校職員費（部活動指導員）、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費、都市計画交付金 など

3 協議上の諸課題

項目		区の考え方	都の考え方	協議結果
特別交付金	○透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、引き続き特別交付金の割合を2%を基本に見直す方向で検討する	○各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による算定を優先すべき	○区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で毎年申請されており、これらの財政需要を着実に受け止めるためには、現行の5%が必要	協議が整わなかった項目として整理する

項目		区の方考え方	都の方考え方	協議結果
減収補填対策	○年度途中の調整税の減収について、一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対応策を引き続き検討する	○一般の市町村が採りうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講じられず、それに代わる方法すら無いという制度上問題について、区側から総務省に照会しており、国から都区で協議すべき事項が示された場合には速やかに問題の解決に向けて協議すべき	○総務省が内部における検討を始めているということについては承知しており、その動向は引き続き注視	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する
都市計画交付金	○都区の都市計画事業の実施状況に見合った配分となるよう、抜本的な見直しを検討する	○制度の抜本的な見直しとともに、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置すべき	○各区が取り組む都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題を伺うなど、引き続き適切に調整を図りながら対応	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する
児童相談所関連経費	○基準財政需要額に算定した上で、移管される事務の規模に応じた配分割合の変更を検討するとともに、当面発生する準備経費については、特別交付金で全額算定する方向で検討する	○関連事務の移管に伴い、配分割合を変更すべき ○運営費等の関連経費については、開設する区において加算型の態様補正によって基準財政需要額に算定すべき ○開設準備経費については、特別交付金において交付率2/2で統一し、過年度分も含め全額算定すべき	○特例的な対応として、特別区への配分割合を0.1%増やして55.1%とし、配分割合のあり方については、令和4年度に改めて協議 ○関連経費を需要算定する方向とし、今後、決算が出た時点、区立児童相談所の数が増えた時点で見直しが必要 ○施設整備費については、特別交付金の交付率を従来どおり1/4とした上で、開設年度に普通交付金で追加算定	特例的な対応として配分割合を55.1%とすること、また、配分割合のあり方は、来年度開設する3区の平年度ベースの実績が出る令和4年度に改めて協議する課題として整理する

4 令和元年度都区財政調整再調整

【当初算定との比較】

(単位：億円)

区 分	基準財政収入額	基準財政需要額	普通交付金	特別交付金
再 調 整	11,663	—	10,443	550
当初算定	11,663	21,528	10,023	541
比 較	0	—	420	9

※再調整における、基準財政需要額は調整中です。

- ・ 当初算定時の算定残約 256 億円が、その後の調整税の税収見込の増により約 420 億円となりました。このため、算定残については次の 3 項目により、再調整を実施することとなりました。

(1) 風しん追加的対策に係る経費

風しん追加的対策事業の実施に伴い、令和元年度から令和 3 年度に係る経費を臨時的に算定します。

(2) 森林整備等に要する経費

令和元年度から、森林環境譲与税が基準財政収入額に算入されることに伴い、森林整備及びその促進に要する経費を算定します。

(3) 首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費

災害時の避難場所等となる公共施設の改築需要に係る経費として、小中学校等の改築に要する経費を前倒しで算定します。